

定款

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、一般社団法人日本集中治療医学会と称し、英文では、The Japanese Society of Intensive Care Medicineと表記する。

（主たる事務所の所在地）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区本郷に置く。

（目的および事業）

第3条 本会は、集中治療医学および関連領域の進歩をはかり、あわせて学術文化の発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）学術集会（全国および各支部）の開催
- （2）専門医等の認定・育成に係わる事業
- （3）セミナーの開催
- （4）学術誌、その他刊行物の発刊
- （5）内外の関係団体との連携および協力
- （6）啓発活動と広報活動
- （7）関係省庁との連携、提言活動
- （8）事業推進に係る作成物の頒布、販売
- （9）その他、前各号へ付帯または本会の目的を達成するために必要な事業

（支部）

第4条 本会の目的を達成するために、別に定める細則に従い支部をおく。

（公告の方法）

第5条 本会の公告は、電子公告による。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

（会員の種別）

第6条 本会の会員種別は次のとおりとする。

(1) 正会員

① 名誉会員

② 功勞会員

③ 一般会員

(2) 准会員

(3) 法人賛助会員

(名誉会員)

第7条 名誉会員とは、正会員のうち、本会のために特に功勞のあつた者の中から、別に定める細則により選出され、社員総会で承認された者をいう。

(功勞会員)

第8条 功勞会員とは、正会員のうち、本会のために功勞のあつた者の中から、別に定める細則により選出され、社員総会で承認された者をいう。

(一般会員)

第9条 一般会員とは、正会員のうち、本会の目的に賛同して入会した医療あるいは医学系研究に専任する者で、名誉会員または功勞会員以外の者をいう。

(准会員)

第10条 准会員とは本会の目的に賛同し、一般会員に准ずるものとして入会した者をいう。ただし、医療あるいは医学系研究に専任する医師は、前項に定める一般会員として取り扱うものとする。

(法人賛助会員)

第11条 法人賛助会員とは本会の目的に賛同して入会した団体をいう。

(入会手続き)

第12条 一般会員、准会員または法人賛助会員として入会しようとする者は、当該年度の会費をそえて本会事務所に申し込むものとする。

2 入会は、別に定める細則により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 一般会員または准会員は、理事会の承認を得て、それぞれ准会員または一般会員に移行することができる。

(会員の経費負担義務)

第13条 会員は、本会の経費を負担しなければならない。ただし、名誉会員、功勞会員および第22条で定める名誉理事長については会費の負担を要しない。

2 会員が負担すべき経費は別に定める年会費によるものとする。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第 14 条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

(懲戒処分)

第 15 条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったときには、社員総会の決議によりこれを懲戒処分の対象とし、戒告または除名することができる。

- 2 懲戒処分を行うための決議は、総評議員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。ただし、戒告の場合は社員総会での決議を省略することができる。

(会員の資格喪失)

第 16 条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 会費を引き続き 2 年以上滞納したとき。ただし、准会員は 1 年以上滞納したときとする
- (4) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (5) 団体会員の団体の解散

(評議員)

第 17 条 本会に評議員をおき、評議員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める社員とする。

- 2 評議員は別に定める細則により、正会員から選出される。

第 3 章 役員

(役員)

第 18 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 12 名以上 20 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、3 名以内を副理事長、3 名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

(選任)

第 19 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会において選定する。
- 3 副理事長および常務理事は、理事長の推薦に基づき、理事会において選定する。
- 4 役員の選出に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、別に細則に定める。

(職務)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、本会の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長および常務理事は、理事長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長があらかじめ理事会が定めた順序によりその業務を執行する。
- 5 監事は、本会の業務ならびに財産および会計を監査する。

(任期)

第 21 条 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 理事および監事の再任は妨げない。ただし、理事長は通算 4 年を超えて再任されないものとする。
- 3 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(名誉理事長)

第 22 条 本会は、理事長として顕著な功績があった者を名誉理事長とすることができる。

- 2 名誉理事長となりうる者は、理事会の議を経て、社員総会の決議によって選任される。
- 3 名誉理事長は、業務の執行権限および理事会での議決権は有さないこととする。

第 4 章 社員総会

(種類)

第 23 条 本会の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 24 条 社員総会は、法人法に定める社員に該当する、すべての評議員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、評議員 1 名につき 1 個とする。
- 3 名誉理事長、名誉会員および功労会員は社員総会に出席して意見を述べることができる。
- 4 理事長が必要と認めた場合、社員総会に評議員以外の陪席者をおくことができる。

(権限)

第 25 条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任および解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告および決算報告

- (4) 会費の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 理事会において社員総会に付議した事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項

(開催)

第 26 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事または監事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 総評議員の 10 分の 1 以上の者から、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第 27 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、次に掲げる事項を記載した書面または電磁的方法により、評議員に開催日の一週間前までに通知しなければならない。ただし、同項 3 号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の二週間前までに通知するものとする。

- (1) 日時および場所
- (2) 目的である事項および招集の理由
- (3) 社員総会へ出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときはその旨

(議長)

第 28 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 29 条 社員総会の議事は、法人法およびこの定款に特に定めるものを除き、総評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 30 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない評議員は、議長または他の評議員を代理人として評決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 31 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第5章 理事会

（設置）

第32条 本会に理事会をおく。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。ただし、名誉理事長は含まれない。
- 3 監事および学術集会の前会長、現会長、次期会長、ならびに支部代表者は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 理事長が必要と認めた場合、理事会に理事および3項で定める者以外の陪席者をおくことができる。

（権限）

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- （2）規則の制定、変更および廃止に関する事項
- （3）前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- （4）理事長、副理事長および常務理事の選定および解職
- （5）理事の職務の執行の監督

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項の規定に関わらず、理事長選定に係る理事会については、理事長就任予定者の理事を招集権者とする。ただし、理事長就任予定者が理事でない場合は、理事長就任予定者が指名する理事を招集権者とする。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項および招集の理由を記載した書面または電磁的方法により、理事に開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副理事長を招集権者とする。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会の決議の目的である事項について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項につき可決する旨の議決があったものとみなす。

（常務理事会）

第37条 本会の業務執行の迅速な対応を図ることを目的とし、常務理事会をおく。

- 2 常務理事会は、理事長、副理事長および常務理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は、理事会の審議事項の検討等の準備を行うこととする。

（議事録）

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長および監事はこれに署名もしくは記名押印または電子署名をおこなわなければならない。

第 6 章 学術集会、委員会および部会

（学術集会）

第 39 条 本会は年次学術集会を開催する。

- 2 学術集会に会長および副会長をおく。
- 3 会長は学術集会を主宰し、副会長はこれを補佐する。
- 4 学術集会に関し必要な事項は、別に細則に定める。

（委員会および部会）

第 40 条 本会の目的および事業を達成するため、必要に応じて、委員会および部会をおくことができる。

- 2 委員会および部会に関し必要な事項は、別に細則に定める。

第 7 章 基金

（基金）

第 41 条 本会は、会員または第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第 42 条 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。

（基金の返還の手続）

第 43 条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、理事会の決定に基づき、定時社員総会での決議に従い返還する。

第 8 章 計算

（事業年度）

第 44 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の分配)

第 45 条 本会に剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

第 9 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

(解散)

第 47 条 本会は法令の定めるところによるほか、総評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 48 条 本会が解散等により清算をするときに有する残余財産は、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 10 章 補則

(規定外事項)

第 49 条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令ならびに別に定める細則によるものとする。

第 11 章 附則

(経過措置)

- 1 この定款は 2014 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 変更前の看護部会員ならびに臨床工学部会員は、この定款が施行されるまでの間に所定の届出を行うことにより、正会員または准会員となる。
- 3 変更前の準会員は、この定款の施行に伴い、准会員となる。
- 4 この改定は、2017 年 1 月 1 日から施行する。
- 5 この改定は、2020 年 3 月 5 日から施行する。
- 6 この改定は、2021 年 2 月 11 日から施行する。
- 7 この改定は、2023 年 3 月 1 日から施行する。
- 8 この改定は、2025 年 3 月 13 日から施行する。